

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 2 月 10 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600577号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600246号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和51年6月23日に、喪失年月日を昭和52年1月1日に訂正し、昭和51年6月から同年12月までの標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和51年6月23日から昭和52年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年6月23日から昭和52年1月1日まで

請求期間にA社で勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録がない。年金額に反映されなくてもよいので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された、請求期間当時の事業主が作成した請求者の賃金支払状況等が記載された資料(以下「事業主作成資料」という。)及び複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務し、同社から給与が支払われていることが認められる。

また、事業主作成資料及び日本年金機構の回答により、請求者の請求期間における標準報酬月額は7万6,000円とすることが妥当である。

一方、事業主作成資料では、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について確認できないほか、請求者は、給与明細書、源泉徴収票等を保管していないと回答している上、請求期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっており、後継事業所の事業主も請求者に係る資料を保管していないと回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和51年6月23日、喪失年月日は昭和52年1月1日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、昭和51年6月23日から昭和52年1月1日までの期間については、厚生年金保険法

第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600631 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600244 号

第1 結論

請求者のA社における平成26年7月4日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成26年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月4日

平成26年7月4日にA社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された平成26年7月4日の賞与に係る給料支払明細書(控)により、請求者は、請求期間に賞与の支払いを受け、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年10月5日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600571 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600243 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から昭和 52 年 3 月 31 日まで

私は、A社に数年間勤務していたが、昭和 47 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの2か月しか厚生年金保険の記録がないのはおかしい。農繁期以外は同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた覚えがあるので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る昭和 51 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）に「9月30日退職」の記載があること及び同社の経理担当者の陳述により、請求者は、請求期間のうち昭和 47 年 4 月 1 日から昭和 51 年 9 月 30 日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、請求期間において請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している上、A社から提出された請求者に係る昭和 49 年分から 51 年分までの源泉徴収簿の社会保険料の控除額欄は空欄となっており、請求者は当該期間において厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、請求者は、給与明細書等の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、A社の経理担当者は、請求者に係る上記源泉徴収簿以外の資料は保存されていない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600573号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600245号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年6月1日から昭和38年7月頃まで

私は、当時、B社に勤務していたが、A社に勤めていた兄の勤めで、同社の副社長であるC氏の自宅で、家事手伝いとして住み込みで勤務することになった。6年程勤務しており、健康保険証をもらって医療機関にかかった記憶もあるので、A社の厚生年金保険の被保険者になっていたと思う。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社の副社長宅で、家事手伝いとして住み込み勤務していたので、同社で厚生年金保険の被保険者になっていたと主張している。

しかしながら、A社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の在籍を確認できないと回答及び陳述していることから、請求者の勤務期間及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、A社が加入しているD健康保険組合は、請求期間当時の資料は保存期限経過のため保管していないと回答している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、請求期間に請求者の氏名は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。